

○利根町長交際費の支出及び公表に関する要綱

平成18年3月31日

告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、町長が行政執行のため必要な外部との交際のため支出する町長交際費について、種類、支出金額、公表等に関して必要な事項を定め、行政の透明性を図ることを目的とする。

(種類及び支出金額)

第2条 町長交際費は、町政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念儀礼の範囲内で、必要最小限度の額をもって支出するものとする。

2 町長交際費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 慶祝 各種式典及び行事等の慶事に参加する場合に支出するもの
- (2) 会費 会費を必要とする、又は飲食を伴う懇談会等に参加する場合に支出するもの
- (3) 弔慰 葬儀の香料等として支出するもの
- (4) 協賛 各種団体等の活動趣旨や目的に賛同する場合に支出するもの
- (5) 謝礼 先進地視察先等への手土産代として支出するもの
- (6) 見舞 病気等の入院見舞として支出するもの(利根町災害見舞金等支給条例(平成15年利根町条例第1号)に基づき支給を受ける者は除く。)
- (7) 餞別 海外派遣、青年海外協力隊員等として海外赴任に際する餞別として支出するもの
- (8) 激励 予選等を勝ち抜き、全国大会以上の大会等に出場する場合に、激励するため支出するもの。ただし、町長が表敬等を受ける場合に限るものとし、個人、団体に限らず、同一の者への支出は年度内1回を限度とする。

- 3 前項に定めるものの支出金額は、別表のとおりとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、町長が町政の円滑な運営を図るため特にその必要があると認めるときは、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができる。

(支出の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長交際費は支出しない。

- (1) 宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴うもの
- (2) 政党その他の政治団体又はその支部に対するもの

(支出内容の公表)

第4条 この要綱に基づく町長交際費の支出に関する公表は、当該交際費を支出した翌月の末日までに利根町のホームページ等で行うものとする。

2 町長交際費の支出に関する公表内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出の種類
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、町長が特に必要と認めたときは、支出することができるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第10号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第25号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第93号)

この告示は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成26年告示第17号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第63号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の利根町長交際費の支出に関する要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年告示第21号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第28号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年告示第56号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年告示第13号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第102号）

この告示は、令和5年12月13日から施行する。

附 則（令和6年告示第24号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利根町長交際費支出基準表

種類	支出基準	金額	適用
慶祝	各種式典，祝賀会	10,000円を限度	
	地域のまつり等	5,000円を限度	
	各種行事	5,000円を限度	
会費	懇談会，会合等	（金額指定のある場合） 会費相当額	

				(金額指定のない場合) 5,000円を限度 ただし,近隣自治体等との 均衡を図る必要があると きは,10,000円を限度とす る。		
弔慰	現職	副町長, 町議会議 員, 教育長	本人	香料 10,000円		
			親族	香料 10,000円	配偶者, 1親等の血 族, 同居の親族	
		教育委員会委員, 農業委員会委員, 農地利用最適化推 進委員, 選挙管理 委員会委員, 監査 委員, 固定資産評 価審査委員会委員	本人	香料 10,000円		
		区長	本人	香料 5,000円		
		消防団員	本部員	本人	香料 10,000円	
			本部員以 外の団員	本人	香料 5,000円	
		職員		本人	香料 10,000円	
				親族	香料 5,000円	配偶者, 1親等の血 族, 同居の義父母
元職	町長 副町長, 町議会議 員, 教育長, 助役, 収入役,	本人	香料 5,000円			

	教育委員会委員， 農業委員会委員， 農地利用最適化推 進委員，選挙管理 委員会委員，監査 委員，固定資産評 価審査委員会委員	本人	香料 5,000円	
	関係市町村長	本人	香料 10,000円	
		親族	香料 10,000円	配偶者，1親等の血 族，同居の親族
	関係県議会議員	本人	香料 10,000円	
		親族	香料 10,000円	配偶者，1親等の血 族，同居の親族
	関係国会議員	本人	香料 10,000円	
		親族	香料 10,000円	配偶者，1親等の血 族，同居の親族
協賛	各種団体等の活動への協賛		内容に応じ，その都 度検討のうえ決定	
謝礼	先進地視察先等への手 土産代	内容に応じ，その都度検討 のうえ決定		支出に関しては，前 もって秘書担当主管 課長と協議すること
見舞	副町長，町議会議員，教 育長	本人	5,000円	病気等の入院見舞 (14日以上入院の場 合。ただし，手術を 伴うときは7日以上)
	教育委員会委員，農業委 員会委員，農地利用最適 化推進委員，選挙管理委 員会委員，監査委員，固	本人	5,000円	

	定資産評価審査委員会 委員			
餞別	町内に住所を有する者, 町内の学校に在籍する 者, 又は町内に所在する 事業所に勤務する者	本人	10,000円	
激励	町内に住所を有する者, 町内の学校に在籍する 者, 又は町内に所在する 事業所に勤務する者	1人10,000円とし, 人数に 応じた額とする。ただし, 30,000円を限度とする。		

備考 職員とは, 利根町職員定数条例 (平成3年6月11日条例第10号)
第1条に規定する職員及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号)
第22条の4第1項に規定する職員をいう。